# 発患いの補助金制度を 紹介します

# 令和5年度 利用実績

ハートフル住まいる 推進事業補助金

84 件

住み替え支援事業補助金

269 件

市では、住宅の取得や改修、解体などの費用の一部を補助しています。 さらに、子育て世帯、移住世帯、親と同居・近居する世帯、医療・介護従 事者の定住を支援する補助金も用意しています。

砂川市の住まいの補助金制度をぜひご活用ください!



# '住宅を新築、中古住宅を購入した方は

#### まちなか住まいる等(住宅建設または購入)補助金 間建築指導係 12 74-8760

【対象】自らが居住するために、住宅を建設または建売・中古住宅を購入した方 【補助対象】建物の建設費または購入費(土地代、既存建物の除却費用などは除く)

#### 【補助額】

| 新築・建売住宅                   |          |     |       |  |  |
|---------------------------|----------|-----|-------|--|--|
| (建売住宅は完成後、未使用で1年以内のものに限る) |          |     |       |  |  |
| 利用企業                      | まちなか居住区域 | 補助率 | 上限額   |  |  |
| 地元企業                      | 区域内      | 5%  | 120万円 |  |  |
|                           | 区域外      | 4%  | 100万円 |  |  |
| 市外企業                      | 区域内      | 3%  | 70 万円 |  |  |
|                           | 区域外      | 2%  | 50 万円 |  |  |

| 中古住宅                             |          |     |       |  |
|----------------------------------|----------|-----|-------|--|
| (建築確認が行われた日が昭和 56 年6月1日以降のものに限る) |          |     |       |  |
| 筑年24                             | まちなか民众区域 | 油肋茲 | 上以日安百 |  |

| 築年後            | まちなか居住区域 | 補助率 | 上限額   |
|----------------|----------|-----|-------|
| 10 年超          | 区域内      | 5%  | 70 万円 |
|                | 区域外      | 4%  | 50 万円 |
| 5 年超<br>10 年以内 | 区域内      | 4%  | 70 万円 |
|                | 区域外      | 3%  | 50 万円 |
| 1 年超<br>5 年以内  | 区域内      | 3%  | 70 万円 |
|                | 区域外      | 2%  | 50 万円 |



対象の方に加算される 補助金があります! 5ページ上部をチェック! 「まちなか居住区域」については お問い合わせください



### 子育で支援補助金

【対象】満 18 歳以下の子どもを扶養する 世帯 (子育て世帯) または子どもの いない満 40 歳以下の夫婦(若年夫婦

【補助額】10万円(第2子以降1人に つき 10 万円ずつ加算)

#### 移住促進補助金

【対象】市外から市内に転入した方

【補助額】20万円

#### 同居近居促進補助金

【対象】同居または近居(同一の小学校区もしくは市内で 直線 2km 以内) する子育て世帯・若年夫婦世帯とそ の親世帯

#### 【補助額】

●同居の場合

新築住宅の建設または購入 30万円 中古住宅の購入 20万円

●近居の場合

新築住宅の建設または購入 10万円 中古住宅の購入 5万円

# 医療 • 介護従事者移住定住促進補助金

【対象】市内の医療・介護施設などに1年以上勤務する医療・介護従事者 【補助額】10万円

これらの補助金に関する 問い合わせ

間住生活支援係 12 74-8758

※いずれの補助金も、白らが居住するために住宅を建設または建売・中古住宅を購入した方(建築確認が行 われた日が昭和56年5月31日以前の住宅も対象)で、住宅の不動産登記がされていることが条件です。

※住宅の建設費または購入費が、「子育て支援補助金」「同居近居促進補助金」「移住促進補助金」「医療・介 護従事者移住定住促進補助金」の補助額の合計を下回る場合は、その額が上限となります。



#### 実際にいくらもらえるの?

# モデルケースをご紹介します



モデルケース(1)

家族5人(子ども3人)が親と同居するために、地元業者を利用して、市が指定する「まちなか居住区域」 に 2.500 万円の住宅を建設する場合

◆まちなか住まいる等補助金 120 万円 ◆同居近居促進補助金 30 万円 ◆子育て支援補助金 30 万円

▶合計 180 万円の補助!







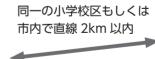
#### モデルケース②

若年夫婦世帯(子どもなし)が親と近居するために、「まちなか居住区域」に築後 12 年で 1,400 万円の中 古住宅を購入する場合

◆まちなか住まいる等補助金 70 万円 ◆同居近居促進補助金 5万円 ◆子育て支援補助金 10 万円

▶合計 85 万円の補助!







#### モデルケース③

家族 4 人 (子ども 2 人) が親と同居するために、築後 45 年で 300 万円の中古住宅を購入する場合 (購入 者は医療・介護従事者)

◆同居近居促進補助金 20 万円 ◆子育て支援補助金 20万円 ◆医療・介護従事者移住定住促進補助金 10万円







いずれの場合も市外からの移住世帯には、さらに 20 万円を補助します!(移住促進補助金)



# ▼住宅を改修・リフォームする方は

#### 高齢者等安心住まいる(住宅改修)補助金(要事前申請) 間建築指導係派 74-8760

【対象】介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者本人または同居する方 ※介護認定を受けている方は、介護保険が適用される場合があります。

【補助対象】3万円以上の手すりの取り付け・段差解消・バリアフリーユニットバス設置などの改修工事 【補助額】

●地元企業を利用 4/5 (上限額 22 万円)●市外企業を利用 2/3 (上限額 18 万円)

#### 永く住まいる(住宅改修)補助金(要事前申請) 間建築指導係派 74-8760

#### ▶一般リフォーム工事

【対象】自らが居住する住宅の改修工事を行う方

【補助対象】50万円以上の間取り変更・増築・外壁・屋根などの改修工事、ユニットバス設置工事 ※中古住宅購入後(不動産登記後1年以内)に改修工事を行う場合は、内装仕上げ材の取り替 え丁事および設備機器設置丁事も対象。

#### 【補助額】

●地元企業を利用 20% (上限額 40 万円)

※中古住宅改修工事(登記後1年以内)の場合は、上限額60万円。

●市外企業を利用 10% (上限額 20 万円)

※中古住宅改修工事(登記後1年以内)の場合は、上限額30万円。

#### ▶耐震改修工事

【対象】自らが居住する住宅の耐震改修工事を行う方

【補助対象】昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認された住宅で、50 万円以上の耐震改修工事およびその 付帯工事

#### 【補助額】

●地元企業を利用 20% (上限額 50 万円)

※中古住宅改修工事(登記後1年以内)の場合は、上限額70万円。

●市外企業を利用 10% (上限額30万円)

※中古住宅改修工事(登記後1年以内)の場合は、上限額40万円。

#### ▶擁壁改修工事

【補助対象】自らが居住する住宅用の土地に築造された高さ 1.5 m以上の擁壁改修工事 【補助額】工事費用の30%(上限額200万円)



# ▼自宅を売却・賃貸する方は

## 登録物件促進補助金 (要事前申請) 固住生活支援係 IL 74-8758

【対象】自らが居住していた住宅もしくは相続した住宅を「砂川 市住み替え支援協議会」の「空き家・空き地情報」に登録し、 その後、売買もしくは賃貸契約が成立した方

【補助額】売買10万円 賃貸5万円

※住宅の不動産登記がされていることが条件です。

「空き家・空き地情報」は市ホームページをご覧ください





# ▼住宅を解体する方は

#### 老朽住宅除却費補助金 (要事前申請) 間建築指導係Tel 74-8760

【対象】自ら居住していた住宅の所 有者(相続人を含む)

※自らが居住したことがない賃貸 住宅や法人所有の住宅、店舗な どは対象になりません。

【補助対象】50万円以上の解体工 事(車庫、物置などの付属物の 解体および家財の処分費を含む) ※併用住宅の場合は居住していた 部分に限り補助対象となります。

【補助額(1.000円未満の端数は 切り捨て)】右記表のとおり

| 建築年              | 構造  | 地元企業を利用 |       | 市外企業を利用 |       |
|------------------|-----|---------|-------|---------|-------|
| <del>建家牛</del>   |     | 補助率     | 上限額   | 補助率     | 上限額   |
| 昭和 39 年以前に完成     | 木造  | 50%     | 40 万円 | 25%     | 20 万円 |
| したもの             | 非木造 |         | 50 万円 |         | 25 万円 |
| 昭和 49 年以前に完成     | 木造  | 40%     | 40 万円 | 20%     | 20 万円 |
| したもの             | 非木造 |         | 60 万円 |         | 30 万円 |
| 昭和 56 年 5 月 31 日 | 木造  | 30%     | 40 万円 | 15%     | 20 万円 |
| 以前に建築確認          | 非木造 |         | 60 万円 |         | 30 万円 |
| 昭和56年6月1日        | 木造  | 20%     | 30 万円 | 10%     | 15 万円 |
| 以降に建築確認          | 非木造 |         | 40 万円 |         | 20 万円 |

※自ら居住していた住宅を賃貸(貸家)していた場合の補助率お よび上限額は上記表の1/2となります。



# 自宅に太陽光発電システムを設置する方は

#### 住宅用太陽光発電システム導入費補助金 (要事前申請) 間建築指導係 12 74-8760

【対象】自らが居住する(予定含む)住宅または同一敷地内に太陽光発電システムを設置する方 【補助対象】設置する際に未使用で、JIS 規格または JET の認証を取得しているものなど (太陽電池モジュー ルおよび蓄電池を含む)

※電力会社に売買しないで自己消費する場合も対象。

【補助額(1,000円未満の端数は切り捨て)】

●地元企業を利用 20% (上限額50万円)

●市外企業を利用 10% (上限額 25 万円)

補助対象となる建設費や工事金額などはすべて税抜きとなり、1,000円未満の端数は切り捨てます。 また、いずれの補助金も市税の滞納がないことが条件です。詳細な条件や必要書類、対象の 有無などについては事前にご相談または右記 QR コードからご確認ください。



# 空島認は 星めの剱処が最

管理が行き届かない空き家は老朽化が進 み、危険な状態になる場合があります。 現状を放置して事態が改善することはあ りません。将来を見据えてどうするかを 考えて、早めに準備することが大切です。

# 売却や解体も視野に入れた総合的な判断を!



悩んだら、まずご相談ください! 【空き家相談窓口】住生活支援係 [ 74-8758